

最近の国・都・自治体等の状況について

<国>

○ 法律等改正

(平成18年)

◆ 教育基本法改正【資料1】

- ・幼児教育の充実、伝統と文化・国や郷土を愛する、家庭教育の充実、学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力等

◆ 学校教育法改正

- ・「障害の程度と種類に応じた特別な場で行う特殊教育」から「障害のある児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに基づく特別支援教育」を実施することとなり、19年度から施行されている。

(平成19年)

◆ 学校教育法改正【資料2】

- ・義務教育の目標の明確化、学校における新しい職の設置、学校評価の報告公表義務化

◆ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正【資料2】

- ・教育委員会の責任体制の明確化、教育委員会の事務に関する評価と公表の義務化

◆ 教育職員免許法改正【資料2】

- ・免許更新制

(平成20年)

◆ 学校教育法施行規則改正

- ・授業時間数の増加、移行措置期間の内容の明示、数学、理科の前倒し実施等

○ 中央教育審議会

◆ 平成17年10月 新しい時代の義務教育を創造する(答申)

- ・中1ギャップのほかに小学校4、5年生の発達の段差にもふれ、小中一貫教育やカリキュラム区分の弾力化なども含め、学校種間の連携・接続を改善する仕組みについて検討する必要があるとしている。そして、連携・一貫教育のモデル実施校への補助などを行っている。

◆ 平成17年12月 特別支援教育を推進するための制度の在り方について(答申)

◆ 平成20年1月 幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善について(答申)

◆ 平成20年2月 新しい時代を切り拓く生涯学習の振興方策について～知の循環型社会の構築を目指して～(答申)

- ・放課後子ども教室の推進(放課後子どもプラン)、社会教育の学習成果を活用した学校支援活動の必要性(学校支援地域本部)

○ 教育振興基本計画（平成 20 年 7 月閣議決定）【資料 3】

◆ 今後 10 年間を通じて目指すべき教育の姿

- ・義務教育修了までに、すべての子どもに、自立して社会で生きていく基礎を育てる
- ・社会を支え、発展させるとともに、国際社会をリードする人材を育てる

◆ 今後 5 年間に総合的かつ計画的に取り組むべき施策

・基本的考え方

- ① 「横」の連携：教育に対する社会全体の連携の強化
- ② 「縦」の接続：一貫した理念に基づく生涯学習社会の実現
- ③ 国・地方それぞれの役割の明確化

・施策の基本的方向

- ① 社会全体で教育の向上に取り組む
- ② 個性を尊重しつつ能力を伸ばし、個人として、社会の一員として生きる基盤を育てる
- ③ 教養と専門性を備えた知性豊かな人間を養成し、社会の発展を支える
- ④ 子どもたちの安全・安心を確保するとともに、質の高い教育環境を整備する

※ 「小中一貫教育やいわゆる飛び級をはじめ幼児教育と小学校の連携など、各学校段階間の円滑な連携、接続等のための取り組みについて検討する」としている。

※ 「地域ぐるみで学校を支援し子ども達を育む活動の推進」のための学校支援地域本部制度、「家庭・地域と一体となった学校の活性化」のための学校運営協議会制度のほか、放課後子どもプランの活用や、関係諸機関の連携などが盛り込まれている。

○ 新しい小・中学校学習指導要領・幼稚園教育要領告示（20 年度）【資料 4】

- ・「生きる力」の育成の基本理念の継続、習得・活用・探究学習、基礎的・基本的な知識技能の習得と思考力・判断力・表現力等の育成、言語活動の重視、伝統文化の重視、理数教育の充実、小学校外国語活動等
- ・新しい幼稚園教育要領においては、幼稚園と小学校の連携を深めるよう教員同士の交流や協議の場をもつことなどが規定された。

○ 学校運営協議会制度（コミュニティスクール）

規制改革会議の提案などを受け、地域に開かれた学校制度として、16 年度の学校教育法の改正により学校運営協議会制度（コミュニティスクール）が法制化された。全国の小中学校のうち 20 年 4 月現在 319 校がコミュニティスクールに指定されている。東京都では世田谷区、杉並区、足立区、目黒区、北区、三鷹市、八王子市、小平市の 73 校が指定されている。（都政新報の最新ニュースでは 21 年度中に 88 校になる）

○ 学校支援地域本部

杉並区立和田中の実践をモデルに、20 年度から国が補助事業化し提唱している制度。学校支援地域本部は、「地域コーディネーター」、「学校支援ボランティア」、「地域教育協議会」から構成される。コミュニティスクールが地域の学校運営への参加が種であるのに対し、学校支援地域本部制度は、地域の力を学校運営に活用することに重点がある。

20年度に全国で348区市町村、1158本部の申請があり、東京都では世田谷、杉並、北。荒川、葛飾、江戸川区、小平、日野、東大和市が申請した。支援本部は学校ごとや地域単位、自治体全体など様々な形で作ることができる。

<都>

- 21年度から学校支援ボランティア制度（退職校長活用）の開始
- 都立養護学校は特別支援学校となり、幼、小、中、高校の要請に応じ助言指導を行うセンター的機能が付加された。
- 19年3月「東京都の特別支援教育ガイドライン」を示し、各区に対して、校内委員会や特別支援教育コーディネーターの設置、巡回指導制度など発達障害への取り組み方法について指導している。
- 特別支援学校在籍児について地域の公立学校の副籍制度を作り、各区立学校との交流を図っている。
- 東京都特別支援教育推進計画 第二次実施計画（19年11月策定）【資料5】
- 平成20年5月「東京都教育ビジョン（第2次）」策定【資料6】

<他自治体>

【品川区】

- ・ 15年度に小中一貫教育特区を取得し、4-3-2のくくりによる独自のカリキュラム作成、小学校高学年野教科担任制など小中一貫教育を実施している。また区を6つのブロックに分け、1ブロックに1校小中一貫校を設置していく計画で、すでに3校が開校、1校が24年度開設予定。
- ・ 私立を含むすべての幼稚園、保育園において、小学校入学をスムーズにするための教育プログラムを実施する幼小一貫教育を22年度から実施することとしている。
- ・ 区独自の教員採用

【足立区】

- ・ 18年度に興本扇学園（施設分離型一貫校）を設置。22年度に新田小中一貫校を開設予定。
- ・ コミュニティスクールの設置
- ・ 民間人校長の導入

【渋谷区】

- ・ 24年度に本町小中一貫校を開設予定

【練馬区】

- ・ 平成20年11月「練馬区立小中一貫教育校設置に関する基本方針」策定
- ・ 大泉学園桜小学校と大泉学園桜中学校を小中一貫教育校に選定（23年度開設予定）

【葛飾区】

- ・ 葛飾区教育振興ビジョン（第2次）策定（20年11月）  
隣接する小中学校（5組）を施設分離型小中一貫校として整備する  
23年度から順次開設する予定。

【北区】

- ・ 北区小中一貫教育検討委員会報告（20年3月）

＜小中一貫教育の基本的な考え方＞

北区学校ファミリーを基盤とした小中一貫教育

今後の北区における義務教育において、様々な課題を解決する手法として、育てたい児童・生徒像などの教育目標、指導内容、指導方法などが義務教育9年間を貫いて設定・実施される、小中一貫教育を推進する。

これまでの北区学校ファミリーの取り組みを踏まえ、小学校と中学校の校舎が離れている学校を前提とし、サブファミリーを構成する中学校と複数の小学校を一つの単位とする、サブファミリーを基本とした小中一貫教育を進める。

離れている学校を前提とし、サブファミリーを構成する中学校と複数の小学校を一つの単位とする、サブファミリーを基本とした小中一貫教育を進める。学校と学校（小学校と小学校、小学校と中学校）、学校と地域との連携・協力をさらに深めることにより、学校のもつ教育力を高め、9年間を一つのまとまりとしてとらえた「小中一貫教育」の視点に立って、義務教育9年間を見通した一貫教育を進め、地域と一体となって魅力ある学校づくりを推進する。

- ※ 三鷹市（小中一貫教育校設置の基本方針を策定、一部実施している）、八王子市（全市の小中一貫教育基本方針を策定）、武蔵村山市（1校について小中一貫校の基本計画を策定）、横浜市、北海道三笠市、呉市、奈良市など